

**平成 30 年度タンチョウ保護増殖検討会
議事概要**

1 開催日時及び開催場所

日 時：平成 30 年 8 月 17 日（金）14：00～17：00

場 所：釧路地方合同庁舎 5 階 第一会議室

2 出席者一覧（敬称略）

<保護増殖検討委員>

正富 宏之 専修大学北海道短期大学 名誉教授

百瀬 邦和 NPO 法人 タンチョウ保護研究グループ 理事長

松本 文雄 釧路市動物園 主幹

黒澤 信道 公益財団法人 日本野鳥の会 釧路支部長

<関係機関>

公益財団法人日本野鳥の会鶴居・伊藤サンクチュアリ、北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課、北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課、北海道根室振興局保健環境部環境生活課、北海道森林管理局計画保全部、根釧東部森林管理署、根釧西部森林管理署、釧路市動物園、釧路市市民環境部、鶴居村教育委員会、鶴居村産業振興課、鶴居村タンチョウ愛護会、標茶町農林課、釧路市タンチョウ愛護会、国際タンチョウネットワーク、NPO 法人タンチョウ保護研究グループ、タンチョウリサーチ、公益財団法人日本鳥類保護連盟釧路支部、日本生態系協会

<事務局>

北海道地方環境事務所、環境省釧路自然環境事務所、環境省釧路湿原自然保護官事務所

3 会議の概要

1. 平成 29 年度タンチョウ保護増殖事業実施結果

以下の事業について報告を行った。

◎環境省

資料 1～1-3、概要資料の 1-1～1-11 に基づき説明。

<意見等>

- ・ 北海道庁のデータに関するご質問は環境省にて取りまとめの上、道庁担当者に確認し、追って回答。
- ・ 概要資料 1-11 の『ヒアリングを実施した計 27 戸の酪農家（巡視範囲の農家のうち 3 割程度）』というのは巡視範囲内すべての農家であり、『3 割』というのは、鶴居村の農家のうちの 3 割にあたるということである。阿寒町も同様の可能性があるため再度確認（後日、阿寒町の農家のうち 1 割程度であることを確認した）。
- ・ 道の給餌場の中で、給餌の時期以外の時期に給餌をしている給餌場があるのではないかという情報を聞いている。道の給餌の方に給餌期間を守るようにお伝え願いたい。
- ・ 中毒疑いの事例については、検査等について対応をお願いしたい。
- ・ 道央地域におけるタンチョウ受入れ体制構築に向けた普及啓発事業で作成したガイドラインはホームページ等に掲載中。必要であれば別途共有する。
- ・ ドローンの有効性に関して、播種後のデントコーン畑などの広いところでの追い払いも試していただきたい。

(1) 釧路動物園からの報告

資料 2 に基づき説明。

<意見等>：特段なし。

(2) 北海道開発局からの報告（資料 3）：担当者欠席により割愛。

<意見等>

- ・ 資料 3 を確認の上、質問等ある場合には環境省を通して開発局にご質問いただきたい。
- ・ 国道を横断するツルがあちこちで出てきおり、何箇所か注意喚起の看板が設置されているが、今後もツルが頻繁に横断するようなところに横断注意の看板等の設置をお願いしたい。またそういうことが可能かどうかも含めてお願いいただきたい。

(3) 北海道森林管理局

資料 4 に基づき説明。

<意見等>：特段なし。

2. 関係者・研究機関からの報告

(1) 鶴居村からの報告（鶴居村での取組）

資料 5 に基づき説明。鶴居村ではかねてからタンチョウ保護、給餌を中心とした活動をしてきた中で、国の事業等の補助を合わせながらこれまで活動してきた。給餌量の調整等を受けて、今後はより各地域での活動が重要視されるであろうということを踏まえ、鶴居村独自にタンチョウとの共存、共生のあり方を整理し、それに向けた必要な活動をしていくべく推進会議を立ち上げた。7 月の 24 日に正式に発足し、村民 20 名で構成されている。

想定される主な議題に特に捉われることなく、委員から出てきた意見をもとに鶴居村として今後どのようにタンチョウと付き合っていくのかを議論していく。については環境省はじめ、こちらにいらっしゃる方々から必要に応じてご意見等いただきながら進めていきたい。

(2) 日本野鳥の会からの報告（給餌場周辺におけるタンチョウの利用状況調査）

資料 6 に基づき説明。2010 年に冬季採食地の整備を始めるにあたり、タンチョウの給餌場周辺の利用状況を把握。その後、2014 年になり自然採食地の整備が一段落して維持管理に入っているが、2010 年と同様の調査をすることで自然採食地の整備の前後での利用状況の変化が見て取れるのではないかとという仮説のもと調査を実施した。

(3) タンチョウ保護研究グループからの報告（総数調査、標識調査等）（資料 7）

資料 7 に基づき説明。

<意見等>

- ・ 北海道で確認されたタンチョウ個体数の経年変化に関して、毎冬の条件が違う中で正確な把握は難しいという認識ではあるが、できればいろんな方法を駆使して正確な数を調べる手法を模索して欲しい。

- ・ これから新規の生息地が出てくるところで、冬の餌はどうするのかという話が出てくるため、きちんと説明できるように留意いただきたい。

3. 平成 30 年度タンチョウ保護増殖事業実施計画

(1) 平成 30 年度釧路市動物園事業計画

資料 8 に基づき説明。

<意見等>

- ・ 予後不良の個体をどこまで生かしておくのか、種の保存法の運用基準が変わって最近では希少種の安楽死も可能になってきているということなので、環境省で運用の整備をお願いしたい。

(2) 平成 30 年度タンチョウ保護増殖事業実施計画

資料 9 に基づき説明。

1) 越冬地分散の進捗確認及び新規越冬地の現状把握

希少野生動植物種保護増殖事業（タンチョウ）委託業務（越冬分布調査）について、近年、タンチョウの分散が十分に把握しきれなくなってきたという指摘もあることから、次期計画策定に向け、分散状況を正確かつ効率的に把握できるように手法の検討を行う。

農業被害対策については、前回の給餌量調整会議でご意見をいただいた実際の被害量調査についても、今年度は予算の関係などから実際に実施するのは難しいと思われるがやり方等は引き続き検討していく予定。

(3) タンチョウ生息地分散行動計画（第 2 期）骨子案（資料 10）

前回の給餌量等調整会議の時に示したものに追加した形で案を作成。ただし中身はこれから皆様のご意見をいただきながら、今年度と来年度にかけて詰めていく予定。特に今回の検討会では給餌量削減の方針案やモニタリング項目等について案をお示ししているのでご意見等をいただきたい。

1) 計画改定の背景については、基本的な事項を記載。前半部分は説明を割愛。

環境省では、平成 25 年 4 月に「タンチョウ生息地分散行動計画」を策定し、専門家や関係機関の協力も得て、同計画を参考に、平成 26 年度の総給餌量を基準に 5 年間で 5 割削減を計画し、現在は冬期の分散を促す取組を進めている。平成 31 年度には、5 年目を迎えることから、今後の生息地分散のための取組に向けて本計画の改定を行うもの。

2) 目標については、

これまでのご意見から、数値目標を設定するのが難しく、数値よりも質とのご意見もあったことから、ここでは案として、個体数に関しては最低ラインとしてレッドリストの分類の根拠となる成熟個体数で 1,000 羽を超えている状態を維持しつつ、本州への分散も視野に入れ、本種が自然状態で安定的に存在できる状態を目標とする。現状では、生態的、あるいは社会的に一部給餌が必要となる可能性は否定できず、その場合は、本計画に基づき、計画的に適正な給餌が責任をもって実施されていることを条件とする。

- ・ 給餌量の削減については、環境省給餌場での給餌量削減を継続予定。タンチョウへの影響を確認しつつ削減を実施していくため、案として今までの 26 年度給餌量の 1 割削減ではなく、前年度の給餌量 1 割を削減していく。削減案はあくまでも案で

あり、これが絶対的なものというわけではない。

各主体の役割、計画の実施体制については、計画の実施にはもちろん環境省だけではできないため、関係者が連携して取り組むことが重要。これまでの行動計画には誰が、いつ、何をやるかということが明確になっていなかったことから、次期計画には可能な限り役割分担の明確化や、具体的実施事項を掲載したい。

各主体の役割は参考資料2参照。これまでタンチョウの数が非常に少なかった時期に、地域の取組として始まったものが次第に道や環境省が入ってきて、近年では個体数として十分な状況。次のステップに進む時期にあたり、地域の取組がより一層重要になってきていることから、今後の環境省の役割としては以下の通り。

- ・ 地域ごとの取組や、北海道庁、関係機関等と連携しながら種の保存を主目的とした分散行動計画の策定、更新。
- ・ 計画に基づく情報収集、モニタリング、評価。
- ・ 新たな手法検討、確立。タンチョウとの共存を目的とした農業被害対策手法などを検討確立して、その手法は地域で活用されることを想定。
- ・ マニュアルやルール作り。地域ごとに給餌を行うことになった場合、全体としてのルール作り、新規越冬地としての地域での取組に際しては、既存事例、例えば鶴居の事例を参考に紹介したり、ガイドライン等の作成。

将来的には地域ごとに計画に基づいたタンチョウとの共存の取組をしていく中で、地域ごとに地域協議会などが設置されていった場合に、それらの地域間の情報交換の場の設定。現行の保護増殖検討会のような場を設定。

将来的には給餌事業からこれらの取組によりシフトしていくことになる。

今後、ご意見をいただきながらより具体的な各主体の役割について関係者間で調整していく。

計画の評価について、

評価項目としてここにはあくまで例を記載しているが、今後、必要最低限、何が必要か、目的と照らし合わせて検討していく必要がある。また環境省だけではもちろん実施できないので、今後、関係者の協力を得ながら役割分担を明確にしていきたい。

計画実施案については、今後、ご意見をいただきながら検討を行っていきたくいので、現時点でのご意見等をいただきたい。

<意見等>

- ・ 農業被害対策に関しては、環境省、野鳥の会、鶴居村、タンチョウ愛護会等、いろいろな団体が手を替え、品を替えやってきたという経緯があるので、今回の事業の中で取り組んだことだけではなく、過去の事例等も網羅したものを作った方がいい。
- ・ 農業被害対策に関しては、畑作の方はまだ問題視されていないところがあるのかもしれないが、そこも充分汲み取っていただきたい。
- ・ 分布状況の正確かつ効率的な手法は、改善しようと思えば今年からすぐできる改善方法もあるので、多少なりともそういう経験なり、試行錯誤をした上で将来的にどういう風に数を捉えていくかということを考えてくるといい材料にもなると思う。
- ・ 道の調査では各市町村レベルの担当者でかなり温度差があるようなので、各市町村で取組を現場で考えていける体制をとった方がいい。また号令のかけ方も工夫をお願いしたい。

- ・ 異常気象等が起きた時に、給餌量に関してどの程度迅速に対応できるのか、対応する時に環境省だけで判断がなされるのかどうか、そういったものができるようなシステムを想定し、対応できるような心構えをもっておいていただきたい。
- ・ 地域の取組を応援したり、あるいは紹介したりするというのは新たな展開だと思うので期待できるのではないかと思う。
- ・ バックアップを密にさせていただくことで地元の自治体や地域の方が力付けられて、取組が回り出すということを感じているので、そういった機会があればよろしく願いたい。
- ・ 自治体や住民の声を後押しするために大いに旗振りをしていただき、住民参加による取組を進めるべきである。